

第 20 号議案

平成26年度 久留米市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度久留米市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成26年3月4日提出

福岡県久留米市長 檜 原 利 則

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 貸付事業収入		千円 93,189
	1 貸付事業収入	93,189
2 繰入金		7,611
	1 一般会計繰入金	7,611
3 繰越金		13,000
	1 繰越金	13,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
5 市債		9,200
	1 市債	9,200
歳入合計		124,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1 2 1, 7 2 9
	1 事業費	1 2 1, 7 2 9
2 公債費		4 0 0
	1 公債費	4 0 0
3 予備費		1, 8 7 1
	1 予備費	1, 8 7 1
歳 出 合 計		1 2 4, 0 0 0

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 9,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 無 利 子	母 子 及 び 寡 婦 福 祉 法 第 3 7 条 の 規 定 に よ る。
計	9,200			